

要望項目	リモートワーク人材誘致に向けた支援と移住促進関連事業に係る見直しについて（継続）		
要望先	国	内閣官房（デジタル田園都市国家構想実現会議事務局）、内閣府（地方創生推進事務局）	
	県	こども家庭部（若者定着還流促進課）、健康医療福祉部（健康医療福祉政策課）	
	その他		
関係法令	地域再生法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	事業主体	国、青森県

要望事項の内容	
<p>本市では、東青地域の町村と連携して、移住体験の実施、首都圏での移住フェア開催等によって移住促進に取り組んでいるほか、リモートワーク・ワーケーション、クリエイターワーケーションなどの実施により、移住はもとより、関係人口、2地域居住検討者の創出にも取り組んでいるところです。</p> <p>県では、令和4年度から「リモートワーカー等移住促進モデル構築業務委託」の後継として「リモートワーカー等移住受入促進事業費補助金」を創設しましたが、委託から補助制度への変更に伴い500万円から150万円に予算規模が縮小され、令和6年度においては補助金 자체が廃止となり、前年と同程度のワーケーションの受入れができる補助がなくなりました。東青5市町村で連携しリモートワーカー移住に向けた取組を進めていますが、市町村のみでの経費負担には限界があります。</p> <p>また、国は東京23区からの移住者のうち条件を満たした方に最大100万円、子1人につき100万円加算した移住支援金を制度化しています。県では令和5年度から県外からの医療福祉職の子育て世帯の移住者への独自の移住支援金制度を新設しました。しかし、少子高齢化が進む中、その人材不足は医療福祉職に限らず幅広い分野で顕在化しており、就業先や職種を問わない県独自の移住支援金制度こそが求められます。なお、本市においても、国の移住支援金の対象とならない東京23区外からの移住者等の引越し等に係る費用の2分の1以内、世帯当たり上限25万円(同居の子ども1人につき25万円加算)を助成する「新しい働き方移住支援金」を交付していますが、市町村単独での財政支援には限界があります。また、秋田県では、移住後、リモートワークを行うための交通費などに係る費用の2分の1以内の額を最大100万円(2・3年目は最大60万円)助成する「リモートワークで秋田暮らし支援金」を創設、3年で最大220万円の助成をしています。国の移住支援金の対象とならない移住者に対する支援額等の隣県との差を解消する必要があるものと考えております。</p> <p>ところで、令和4年度から、移住支援金に係る国県負担分の「青森県移住支援事業費補助金」の交付について、市が申請者に移住支援金を交付する前に県への申請手続を行うことになりました。このことによって、令和3年度は申請から交付決定まで1週間から3週間の期間で交付できたものが、令和4年度からは5週間から7週間を要し、移住者に対する早急な支援ができなくなりました。さらに、県の事務処理の都合から申請受付期間が、令和4年度までに比べ約2週間短くなっていることから、県予算上限に達していない場合は受付期間の延長を検討していただきたい。そして、移住者の異動日によっては交付までに移住から最大4か月待たせることになり、支援が必要な移住者にとって非常に使いにくい制度となっています。</p> <p>また、医療福祉職の子育て世帯が対象の県独自「ひとり親加算」を申請する場合、東京23区内からの移住者も対象になり、国制度と県独自制度の併用申請可能ですが、ふたつの県補助申請のため、申請者は2種類の類似書類を提出しなければならず、手続が煩雑なものとなります。</p> <p>さらに、移住関連施策及び移住支援金と医療福祉職子育て世帯移住支援金について、若者定着還流促進課と健康福祉政策課に担当課が分かれていますが、相談者や各市町村が不便を感じることがあります。また、県が受け付けた移住関連の相談内容等については、一元的に管理するとともに速やかに各市町村に伝達することによって相談体制の強化・サービス向上につながります。</p> <p>以上を踏まえ、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. リモートワーク人材誘致に向けた支援</li> <li>2. 青森県独自の移住支援金制度の大幅拡充、及び必要に応じた予算額の確保</li> <li>3. 交付手続きの迅速化に向けた見直し、申請書類の煩雑化の解消</li> <li>4. 移住促進関連事業に係る業務執行体制の見直し・強化</li> </ol>	
現在までの主な経緯・参考事項	
<p>平成31年度 (国) 地方創生推進交付金制度運用開始、(県市) 移住支援金制度運用開始</p> <p>令和4年12月 (国) 地方創生交付金要件拡充 (拡充要件: 子の加算要件 100万円)</p> <p>令和5年4月 (県) 地方創生交付金要件拡充 (拡充要件: 子の加算要件 100万円)</p> <p>令和5年6月 (県) 県独自医療福祉職子育て世帯移住支援金新設</p> <p>令和5年7月 (市) 移住支援金要件拡充 (拡充要件: 子の加算要件 100万円)、医療福祉職子育て世帯移住支援金新設</p> <p>令和6年4月 (県) リモートワーカー等移住受入促進事業費補助金廃止</p>	

要望項目	広域連携の推進について（継続）	
要望先	国	
	県	財務部（市町村課）、環境エネルギー部（環境政策課）
	その他	
関係法令		事業主体 青森市

要望事項の内容	
<p>本市では、東津軽郡4町村と連携し、令和2年3月「青森圏域連携中枢都市圏ビジョン」を策定し、「青森圏域連携中枢都市圏」を形成しました。本ビジョンにおいては、魅力ある将来にわたって持続可能で発展する「うみ・まち・ひとを絆で結ぶ青森圏域」を将来像とし、「圏域の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の3分野57事業に取り組んでいます。</p> <p>このような中、連携市町村の連携中枢都市圏の取組に対して講じる特別交付税措置について、これまで、対象経費の一般財源の合計額に対して1.0であったものが令和3年度から0.8に引き下げられ、取組を拡充するに当たり苦慮しているところであり、今後も圏域での連携した取組を拡充するためには、当該上限の引き上げが必要です。</p> <p>また、陸奥湾という共通の資源を持つ地域との連携として、陸奥湾沿岸8市町村などによる、むつ湾広域連携協議会を平成30年12月21日に設立し、陸奥湾の環境保全活動等に連携して取り組んできており、具体的には、むつ湾フォーラムや「Save the むつ湾」の共通のキャッチフレーズを掲げた清掃活動等を行っているところです。県においても、青森県ブルーカーボン協議会を立ち上げ、ブルーカーボン創生事業に着手するなど陸奥湾の環境保全の重要性を認識していると理解しており、陸奥湾の保全、活用のためには沿岸市町村のみならず県との連携、協力が必要と考えています。</p> <p>つきましては、今後も東青地域や陸奥湾沿岸市町村と連携・協力しながら圏域全体として更なる発展につなげていく取組を進める必要があると考えていることから、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p>	
<p><b>1. 東青地域5市町村による青森圏域連携中枢都市圏の取組に対する特別交付税措置率の復元及び対象経費の上限額引き上げに向けた国への働きかけ並びに特別交付税減額分に対する財政支援</b></p> <p><b>2. むつ湾広域連携協議会の活動に対する支援</b></p>	
<p style="text-align: center;">現在までの主な経緯・参考事項</p>	
<p>(青森圏域連携中枢都市圏)</p> <p>令和元年度 青森圏域連携中枢都市圏の形成 青森圏域連携中枢都市圏ビジョンの策定（44事業）</p> <p>令和2年度 青森圏域連携中枢都市圏ビジョンの変更（48事業）</p> <p>令和3年度 青森圏域連携中枢都市圏ビジョンの変更（52事業）</p> <p>令和5年度 青森圏域連携中枢都市圏ビジョンの変更（55事業）</p> <p>令和5年度 青森圏域連携中枢都市圏ビジョンの変更（57事業）</p> <p>(むつ湾広域連携協議会)</p> <p>平成30年度 むつ湾広域連携協議会の発足 令和元年度 むつ湾フォーラム及びむつ湾広域連携協議会総会の開催（外ヶ浜町）</p> <p>令和2・3年度 新型コロナウイルス感染症の影響等によりイベントの中止</p> <p>令和4年度 むつ湾フォーラム及びむつ湾広域連携協議会総会の開催（青森市）</p> <p>令和5年度 むつ湾フォーラム及びむつ湾広域連携協議会総会の開催（横浜町）</p> <p>令和6年度 むつ湾フォーラム及びむつ湾広域連携協議会総会の開催（蓬田村）</p>	

担当部署名	青森市 企画部連携推進課 青森市 環境部環境政策課
-------	------------------------------

要望項目	子育て支援について（継続）		
要望先	国	こども家庭庁、文部科学省	
	県	こども家庭部（こどもみらい課）、教育庁（スポーツ健康課）	
	その他		
関係法令	子ども・子育て支援法	事業主体	国、青森県、青森市

要望事項の内容	
<p>国においては、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけるため、令和5年12月、次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」を取りまとめ、医療費等の負担軽減、幼児教育・保育の質の向上等について必要な措置を講ずることとしております。また、学校給食費の無償化については、実態調査を行い、その上で、具体的の方策を検討することとしております。</p>	
<p>本市においては、「子育て先進都市 青森市」の実現に向け、「青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金」も活用しながら様々な子育て支援策に取り組むこととしており、子どもを産み育てる環境を向上させ、子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、平成27年8月から、0歳から中学校3年生までの子どもを対象として、通院・入院に係る保険診療分の医療費自己負担額を対象に助成を実施してきたところであり、令和6年10月からは、子ども医療費助成の対象を高校生等までに拡大するとともに、所得制限を撤廃することとしたところであります。</p>	
<p>また、国では、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに係る利用者負担（保育料）を無償化する中で、市では、国が示す8階層を24階層に細分化し、きめ細かな料金体系としているほか、兄弟姉妹が同時入所している場合や第3子以降の子どもに係る保育料の軽減など、本市独自の軽減策を実施してきました。このことに加え、令和6年10月からは、2歳児クラスの保育料の無償化を実施することとしたところです。</p>	
<p>さらに、令和4年10月から実施した市立小中学校における学校給食費の全額公費負担について、令和6年度も引き続き実施することとしたところであります。</p>	
<p>しかしながら、子育て支援策を各地方自治体で実施していることにより、住む地域による実施の有無や助成の対象となる年齢や所得制限の有無、また各自治体の財政力等に応じて、子ども・子育て支援施策に地域間格差が生じている現状となっております。</p>	
<p>これら少子化対策につながる取組は、国の責任と財源において、全国一律で行うべき包括的な仕組みづくりなど国策として必要な措置を講じるべきものであると考えます。</p>	
<p>以上を踏まえ、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p>	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子どもの医療費を等しく無償化する全国共通の安定した制度を早期に創設するとともに、十分な財政措置を行うことについての国への働きかけ</li> <li>2. 親の所得にかかわらず、0歳から2歳までの幼児教育・保育の無償化に向けた財政支援についての国への働きかけ及び0歳から2歳までの幼児教育・保育の無償化に向けた全県的な取組としての県の財政支援</li> <li>3. 学校給食費を全額公費負担する全国共通の安定した制度の創設についての国への働きかけ</li> </ol>	

現在までの主な経緯・参考事項			
【医療費助成】 平成27年8月	昭和47年4月から市単独事業として開始した0歳児を対象とする医療費助成について、中学生までの入院及び通院分の助成に拡大（自己負担なし・現物給付）		
令和6年10月	青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、高校生等までの入院及び通院分の助成に拡大（自己負担なし・現物給付）するとともに、所得制限を撤廃		
【保育料無償化】 令和元年10月 令和6年10月	住民税課税世帯の0歳から2歳までの子どもについて、第3子軽減等の軽減策を実施 青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、2歳児クラスの保育料全額公費負担を開始		
【給食費全額公費負担】 令和4年10月 令和6年4月	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付金を活用し、市立小・中学校における学校給食費の全額公費負担を開始 一般財源により、市立小・中学校における学校給食費の全額公費負担を継続		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">担当部署名</td> <td style="width: 50%;">青森市 税務部国保医療年金課 青森市 福祉部子育て支援課 青森市 教育委員会事務局学校給食課</td> </tr> </table>		担当部署名	青森市 税務部国保医療年金課 青森市 福祉部子育て支援課 青森市 教育委員会事務局学校給食課
担当部署名	青森市 税務部国保医療年金課 青森市 福祉部子育て支援課 青森市 教育委員会事務局学校給食課		

要 望 項 目	<b>少人数学級編制の推進について（継続）</b>		
要 望 先	国	文部科学省（初等中等教育局（財務課））	
	県	教育庁（教職員課）	
	その他		
関 係 法 令	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	事業主体	国、県

要 望 事 項 の 内 容	
現在、教職員が子どもと向き合う時間をより多く確保し、子どもたち一人一人に対してきめ細かな学習指導・生徒指導を行うなど、児童生徒の教育環境の向上が求められておりますが、一方で公立小・中学校においては、教育ニーズの多様化や学習指導要領の改訂などへの適切な対応が求められています。	
青森県では、「あおもりっ子育みプラン 21」により段階的に拡充してきた 33 人学級編制の実施対象について、これまでの小学校全学年及び中学校 1・2 年生に加え、令和 6 年度からは中学校 3 年生まで拡充したことにより、小・中学校全学年において 33 人学級編制が実施されております。一方、国においては、令和 3 年度の義務標準法の改正により、令和 3 年度から 5 年間で小学校全学年における 35 人学級編制を実施することとしたものの、中学校における学級編制の標準の引き下げに係る法改正は行われておりません。	
子どもたち一人一人へのきめ細かな学習指導・生徒指導による教育環境の向上は、小・中学校全学年共通の課題ですが、少人数学級編制の推進は、知識の定着を含めた確かな学力の向上対策、小・中学校の指導内容・指導方法の違いや人間関係の悩みなどに起因する中学校での不登校者数増加などに対応するために有効な手段であると考えております。また、教職員が子どもと向き合う時間をより多く確保するためには、小・中学校全学年における少人数学級編制の推進のみならず、学級数増に伴う授業時数の増加等に対応した教職員の配置が必要であると認識しております。	
つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。	
<p>1. 中学校の少人数学級編制の推進のため「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正に関する国への働きかけ</p> <p>2. 青森県における少人数学級編制の実施に伴う授業時数の増加等に対応するため、少人数学級編制後の学級数による小・中学校教職員配置基準での教職員の配置</p>	

現 在 ま で の 主 な 経 緯 ・ 参 考 事 項	
昭和 55 年度	(国) 義務標準法の改正により、小・中学校全学年における 40 人学級を実施
平成 13 年度	(国) 義務標準法の改正により、県教委の判断で国の標準を下回る人数での学級編制が可能
平成 14 年度	(県) 「あおもりっ子育みプラン 21」により、小学校 1 年生における 33 人学級を実施
平成 15 年度	(県) 「あおもりっ子育みプラン 21」により、小学校 2 年生及び中学校 1 年生に 33 人学級を拡充
平成 23 年度	(国) 義務標準法の改正により、小学校 1 年生における 35 人学級を実施 (県) 「あおもりっ子育みプラン 21」により、小学校 3 年生に 33 人学級を拡充
平成 24 年度	(国) 義務標準法の改正は行わず、加配教員の配置により、小学校 2 年生における 35 人学級を実施
平成 27 年度	(県) 「あおもりっ子育みプラン 21」により、小学校 4 年生に 33 人学級を拡充
令和 3 年度	(国) 義務標準法の改正により、小学校 2 年生における 35 人学級を実施 以降、令和 7 年度までに小学校全学年に 35 人学級を拡充 (県) 「あおもりっ子育みプラン 21」により、小学校 5 年生に 33 人学級を拡充
令和 4 年度	(国) 義務標準法に基づき、小学校 3 年生における 35 人学級を実施 (県) 「あおもりっ子育みプラン 21」により、小学校 6 年生に 33 人学級を拡充
令和 5 年度	(国) 義務標準法に基づき、小学校 4 年生における 35 人学級を実施 (県) 「あおもりっ子育みプラン 21」により、中学校 2 年生に 33 人学級を拡充
令和 6 年度	(国) 義務標準法に基づき、小学校 5 年生における 35 人学級を実施 (県) 「あおもりっ子育みプラン 21」により、中学校 3 年生に 33 人学級を拡充

担当部署名	青森市 教育委員会事務局学務課
-------	-----------------

要望項目	スクールカウンセラー派遣の拡充について（継続）	
要望先	国	文部科学省（初等中等教育局（児童生徒課））
	県	教育庁（学校教育課）
	その他	
関係法令		事業主体 国

要望事項の内容	
本市においては、不登校児童生徒数が、増加傾向にあり、不登校対策の充実は、喫緊の課題となっております。	
不登校の要因としては、無気力・不安、友人関係をめぐる問題や学業の不振、家庭に係る状況によるものが多く、市教育委員会では、集団不適応に関する相談や心理的な支援を、小学校段階から計画的・継続的に行うことができる教育相談体制の充実を図ることが必要であると考えております。	
令和6年度は、中学校全19校と小学校全42校に18名のスクールカウンセラーが派遣されたものの、年間派遣時間数が十分確保できていないため、児童生徒や保護者の相談に十分対応できない状況があること、また、同一のスクールカウンセラーが継続的に中学校区で教育相談活動等に当たることが、児童生徒、教職員、保護者のいずれの立場からも相談しやすい体制づくりに貢献するものであると考えております。	
つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。	
<p><b>1. スクールカウンセラーの増員及び1校当たりの派遣時間数の増加</b></p> <p><b>2. 同一中学校区内の小・中学校に、同一スクールカウンセラーを派遣できる体制の構築</b></p>	

現在までの主な経緯・参考事項	
<b>【今までの本市のスクールカウンセラー配置校数】</b>	
平成18年度～平成25年度	中学校16校、小学校18校、計34校
平成26年度	中学校19校、小学校19校、計38校
平成27年度	中学校19校、小学校11校、計30校
平成28年度	中学校19校、小学校12校、計31校
平成29年度	中学校19校、小学校20校、計39校
平成30年度	中学校19校、小学校44校、計63校
令和元年度	中学校19校、小学校45校、計64校
令和2年度	中学校19校、小学校43校、計62校
令和3年度	中学校19校、小学校43校、計62校
令和4年度	中学校19校、小学校42校、計61校
令和5年度	中学校19校、小学校42校、計61校
令和6年度	中学校19校、小学校42校、計61校
<b>【過去3か年度における本市へのスクールカウンセラー等の派遣人数】</b>	
令和4年度	19名
令和5年度	20名
令和6年度	18名
<b>【スクールカウンセラーの勤務時間等（令和6年度）】</b>	
年間勤務時間	派遣A：3時間×40回=120時間（中学校11校）
	派遣B：3時間×20回=60時間（小・中学校27校）
	派遣C：3時間×12回=36時間（小学校23校）
	※月平均勤務回数 1～4回程度

担当部署名	青森市教育委員会事務局指導課
-------	----------------

要望項目	<b>世界遺産を含む史跡の活用に向けた支援について（継続）</b>		
要望先	国	文部科学省（文化庁（文化資源活用課・文化財第二課））	
	県	教育庁（文化財保護課、三内丸山遺跡センター世界文化遺産課）	
	その他		
関係法令	世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）、文化財保護法、都市公園法	事業主体	青森県、青森市ほか

要望事項の内容	
本市には、国内最大級の縄文遺跡である三内丸山遺跡をはじめ、小牧野遺跡、高屋敷館遺跡、浪岡城跡といった複数の国史跡が所在しており、このような歴史的に重要な遺跡は、人類共通の貴重な宝として未来に残すべき文化遺産であるとともに、魅力ある観光資源としての価値を有するものであります。	
また、三内丸山遺跡と小牧野遺跡を含む縄文遺跡が世界遺産にふさわしい価値を有していることから、平成19年12月に青森県などと共に、ユネスコの世界遺産暫定一覧表への記載を提案し、その結果、平成21年1月に「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」として記載され、令和3年7月27日に世界遺産一覧表への記載が決定したところです。	
本市では、世界遺産登録を契機に小牧野遺跡の更なる周知や来訪者増加に向けて、小牧野遺跡PRキャラクター「こまっくーイラストコンテスト作品展」や「こまきの縄文まつり」などのPR、イベント等を実施しているところであり、今後も継続して取り組むこととしております。	
つきましては、本市の世界遺産を含む史跡の活用に向け、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。	
<p><b>1. 各史跡の来訪者数の増加に繋がる積極的な宣伝や活用に向けた連携の強化及び助言</b></p>	

現在までの主な経緯・参考事項	
<b>【世界遺産登録に関する主な経緯】</b>	
令和3年5月26日	イコモスによる「世界遺産一覧表への記載が適当」との評価結果の勧告
令和3年7月27日	第44回世界遺産委員会において世界遺産一覧表への記載が決定
<b>【小牧野遺跡の整備に関する主な経緯】</b>	
平成2年度	発掘調査開始
平成7年3月17日	国史跡指定
平成11年度	「小牧野遺跡整備基本構想」及び「小牧野遺跡整備基本計画」策定
平成18~20年度	環状列石保存修理、環状列石盛土保護工事
平成21~26年度	環境整備工事
平成27年5月3日	小牧野遺跡保護センター及び観察施設オープン
<b>【高屋敷館遺跡の整備に関する主な経緯】</b>	
平成6~7年度	青森県埋蔵文化財調査センターが発掘調査
平成12年1月29日	国史跡指定
平成17~30年度	遺構盛土保護工事・環境整備工事
令和元年9月21日	一般公開開始
令和2年3月20日	中世の館に展示コーナー設置・公開
<b>【浪岡城跡の整備に関する主な経緯】</b>	
昭和14年2月10日	国史跡指定
昭和52~平成5年度	発掘調査（東館、北館、内館ほか）
平成6年度	浪岡城跡公園（史跡公園）一部供用開始
平成9年度	浪岡城跡案内所・駐車場整備
平成21~令和3年度	遺跡保護工事及び環境整備工事（新館地区を中心とする）
担当部署名	青森市 教育委員会事務局文化遺産課 青森市 教育委員会事務局浪岡教育課

要望項目	<b>第80回国民スポーツ大会における開催経費の負担等について（継続）</b>		
要望先	国		
	県	国スポ・障スポ局（総務企画課、競技式典課、施設調整課）、教育庁（スポーツ健康課）	
	その他		
関係法令		事業主体	青森県、青森市

要望事項の内容	
令和8年に本県で開催する第80回国民スポーツ大会は、国内最大のスポーツの祭典であり、開催においては、スポーツ振興や経済波及効果など、様々な効果が期待されております。	
本市においては、大会を円滑に運営するため、市や関係団体などで構成する官民一体の組織「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会」を設置し、県国スポ・障スポ局各課との連携及び各競技団体との調整を図りながら、開催準備を進めております。	
大会の開催に当たっては、これまでに施設整備費及び大会運営費に関する支援が示されておりますが、本市においては、開・閉会式の開催をはじめ、県内最多となる正式競技14競技を開催する予定となっており、本市と同規模の先催市の状況から、大会開催までの複数年にわたり、多額の開催経費の負担が見込まれております。	
そのほか、大会の成功に向け、各競技会等の準備・運営を効率的・効果的に進めていくためには、県内各競技団体の組織力向上や指導者の養成・活用、競技環境の整備・充実など、競技力向上に向けた取組の強化が重要であると考えております。	
つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。	
<b>1. 第80回国民スポーツ大会における各競技会等の開催経費についての支援の充実</b>	
<b>2. 第80回国民スポーツ大会を見据えた競技力向上に向けた取組の強化</b>	

現在までの主な経緯・参考事項		
○平成28年	8月	第80回国民体育大会青森県準備委員会設立総会・第1回総会及び第1回常任委員会
○平成29年	6月	青森県競技力向上対策本部設立総会・第1回本部委員会
○平成30年	6月	本市開催競技として計14競技が選定（本市開催競技：陸上競技、水泳、テニス、バレーボール、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、ライフル射撃、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、アーチェリー、ゴルフ、トライアスロン）
○令和2年	4月	経済部地域スポーツ課国民スポーツ大会準備室設置
○令和2年	10月	令和8年開催の第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地として青森県が内定
○令和4年	3月	第80回国民スポーツ大会青森市準備委員会設立総会・第1回総会及び第1回常任委員会
○令和4年	6月	第80回国民スポーツ大会青森市準備委員会第1回総務企画専門委員会
○令和4年	11月	第80回国民スポーツ大会青森市準備委員会第2回総務企画専門委員会、第1回競技式典専門委員会、第1回宿泊衛生専門委員会、第1回輸送交通専門委員会
○令和5年	4月	経済部地域スポーツ課国民スポーツ大会準備室を国スポ・障スポ大会推進課へ格上げ
	8月	第80回国民スポーツ大会青森市準備委員会第2回常任委員会
	9月	第80回国民スポーツ大会青森市準備委員会第2回総会及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会第1回総会
○令和6年	5月	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会第1回常任委員会 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森市実行委員会第2回総会

担当部署名	青森市 経済部国スポ・障スポ大会推進課
-------	---------------------

要望項目	がん治療に係るアピアランス支援について（新規）	
要望先	国	
	県	健康医療福祉部（がん・生活習慣病対策課）
	その他	
関係法令		事業主体 青森県

要望事項の内容	
がん医療の進歩によって、がん治療をしながら仕事や社会生活を送る人が増加しています。	
一方で、がん治療に伴う頭皮の脱毛や乳がん治療による乳房切除などの外見の変化は、精神的な苦痛や就労などの社会参加を妨げる要因となっており、患者の悩みに対処し支援する「アピアランスケア」が欠かせないものとなっています。	
医療用ウィッグや乳房補整具といった医療用補整具は、現在、がん治療中の患者が、就労や通院を含めた日常生活において必要なアイテムにもかかわらず、医療費控除や健康保険の対象外のため全額負担で購入しなければならず、がん治療費とあわせて患者には大きな経済的負担となっています。	
そのような状況下、がん患者の社会参加を促進し、療養生活の質を向上させるため、医療用補整具の購入費に対する助成制度を実施する自治体は全国的に増えており、東北では福島県が県民に対してがん治療に伴うウィッグと乳房補整具の購入費用の一部を補助しており、秋田県、岩手県、宮城県、山形県でも市町村が実施する助成制度へ間接補助制度を実施しています。	
青森県が助成制度を実施することのメリットは、県民が市町村の格差なく安心してがん治療と社会生活を送ることができ、県全体の健康寿命延伸につながります。	
そこで、市ではがん患者の治療と就労や社会参加等の両立を支援し、療養生活の質の向上を図るための支援として、全県にわたる医療用補整具購入費の助成制度の創設を要望します。	
<b>1. がん治療に伴う医療用補整具購入費の助成制度の創設</b>	

現在までの主な経緯・参考事項	
東北6県のがん治療に伴う医療用補整具購入費助成状況（令和6年6月現在）	
○青森県	実施なし
○秋田県	市町村への間接助成 医療用ウィッグ 15,000円、乳房補整具 10,000円
○岩手県	市町村への間接助成 医療用ウィッグ 10,000円、乳房補整具 10,000円
○宮城県	市町村への間接助成 医療用ウィッグ 10,000円、乳房補整具(左右それぞれ)10,000円
○山形県	市町村への間接助成 医療用ウィッグ 10,000円、乳房補整具 5,000円
○福島県	直接助成 医療用ウィッグ 20,000円、乳房補整具 10,000円

担当部署名	青森市 保健部健康づくり推進課
-------	-----------------

要望項目	<b>青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備について（継続）</b>		
要望先	国	厚生労働省（医政局地域医療計画課）	
	県	健康医療福祉部（医療薬務課）、病院局（地域医療室）	
	その他		
関係法令	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律	事業主体	青森県、青森市

要望事項の内容	
<p>青森県立中央病院と青森市民病院は、地域において急性期医療や政策医療の基幹的役割を担っていますが、両病院において医師をはじめとした医療従事者を十分に確保していくことが難しいほか、施設の老朽化・狭隘化、経営基盤の強化、新興感染症対策への対応など多くの課題を抱えています。</p> <p>このような状況の中、青森県と青森市で協議を進め、人口減少や医療従事者不足、さらには新興感染症対策など地域医療を取り巻く課題や多様な医療ニーズなどに対応し、持続可能な、そして、強い医療提供体制を構築していくためには、両病院の機能・資源を集約・充実していくことが重要であると考え、両病院のあり方について、「青森県と青森市の共同経営による統合病院を新築整備する」との基本方針を表明しました。</p> <p>現在、共同経営・統合新病院整備に係る基本的事項に従い、県と市が共同で開催している有識者会議での御意見等を踏まえながら、令和6年度中の共同経営・統合新病院に係る基本構想・計画の策定に向けて検討を進めており、当該計画策定後は、早期開院に向け、基本設計や実施設計などの所要の準備を進めていくこととしています。</p> <p>青森市民病院は、青森地域保健医療圏における中核病院として、救急医療、高度医療など地域に必要な医療を提供しており、県立中央病院と青森市民病院の統合を着実に推進することで、青森市民をはじめ青森地域保健医療圏に住む方々に対して、将来にわたり安定的かつ質の高い医療を提供できるものと考えています。</p> <p>また、新病院の整備に当たっては、その規模等において、本体工事費のほか、医療機器等の整備費も含め多額の事業費が見込まれます。</p> <p>つきましては、青森地域保健医療圏における医療提供体制構築の観点、本市財政負担軽減の観点、新病院の経営安定化の観点から、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p>	
<p><b>1. 青森市民病院の役割を継承する統合新病院の着実な整備</b></p> <p><b>2. 県の「地域医療介護総合確保基金」等を活用した青森県・青森市の共同経営・統合新病院整備についての財政支援</b></p>	

現在までの主な経緯・参考事項	
令和3年11月	県立中央病院と青森市民病院のあり方検討協議会からの提言
令和4年2月	県立中央病院と青森市民病院のあり方に関する基本方針の表明
令和4年8月	共同経営・統合新病院整備に係る基本的事項の公表
令和4年12月	共同経営・統合新病院の検討対象地に係る外部有識者からの意見聴取
令和5年9月	県立中央病院と青森市民病院の統合新病院整備に係る知事と市長の会談
令和5年10月	第1回共同経営・統合新病院整備に係る有識者会議の開催 (第2回：令和5年12月、第3回：令和6年2月、第4回：令和6年5月、 第5回：令和6年7月)
令和5年11月	第1回青森市統合新病院整備場所等検討会議の開催 (第2回：令和5年12月、第3回：令和6年1月、第4回：令和6年7月、 第5回：令和6年7月、第6回：令和6年8月)
令和6年3月	共同経営・統合新病院整備に係る基本的事項の見直し

担当部署名	青森市 市民病院事務局新病院整備推進課 青森市 企画部財政課
-------	-----------------------------------

要望項目	地域生活支援事業等の実施に係る超過負担について（新規）		
要望先	国	厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部）	
	県	健康医療福祉部（障がい福祉課）	
	その他		
関係法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	事業主体	国、青森県

要望事項の内容
国においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第77条に基づき、市町村が実施する地域生活支援事業については、障害者総合支援法第95条第2項第2号において、国は予算の範囲内において、100分の50以内を補助することができるとしているが、実際の補助率は2分の1を大きく下回っており、市の超過負担が続いている状況にあります。
また、障害者総合支援法第94条第2項において、都道府県は予算の範囲内において、100分の25以内を補助することができるとされているが、実際の補助率は4分の1を大きく下回っている状況にあります。
このことから次の事項について特段の御配慮をいただきたい。

1. 地域生活支援事業に対する補助について、対象経費の2分の1に近づけるよう国への働きかけ
2. 青森県においては、国の予算にかかわらず、対象経費の4分の1の財政支援

現在までの主な経緯・参考事項
平成18年度 (国) 地域生活支援事業実施要綱を制定
【地域生活支援事業補助率推移】

(単位：円、%)

	対象経費実支出額	交付決定額 (国庫)	国庫補助率	交付決定額 (県)	県補助率	国庫県 補助率計	補助金合計額	一般財源
令和元年度	193,113,750	60,428,000	31.29%	30,214,000	15.65%	46.94%	90,642,000	102,471,750
令和2年度	189,247,766	59,150,000	31.26%	29,483,000	15.58%	46.84%	88,633,000	100,614,766
令和3年度	183,828,663	53,861,000	29.30%	26,930,000	14.65%	43.95%	80,791,000	103,037,663
令和4年度	172,066,659	50,581,000	29.40%	25,290,000	14.70%	44.10%	75,871,000	96,195,659
令和5年度	176,298,519	46,551,000	26.40%	23,275,000	13.20%	39.60%	69,826,000	106,472,519

担当部署名 青森市 福祉部障がい者支援課